平成２３年（フ）第１６０号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1267番地２　園田アパートＡ棟
債務者　折茂　智子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７５号
群馬県高崎市上室田町1370番地３
債務者　須永　友子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７６号
群馬県高崎市上室田町1370番地３
債務者　白石　二郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８０号
千葉県東金市上谷600番地１
債務者　小早川一已
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第８１号
千葉県東金市上谷600－１、住民票上の住所千葉県東金市上谷265番地３
債務者　小早川明美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第９７号
千葉県山武郡大網白里町四天木乙2574番地71
債務者　吉原　有里
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第９９号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地141　県営住宅１棟302号
債務者　五十嵐悦子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０４号
千葉県東金市日吉台６丁目１番地13
債務者　河鰭　那美（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９０号
神奈川県座間市東原４丁目14番１号　八木ハイツ102号
債務者　田添　智也（旧姓西）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１９４号
相模原市中央区南橋本２丁目15番８号
債務者　渡部　好弘
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１９５号
相模原市中央区南橋本２丁目15番８号
債務者　渡部　文江
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０４号
相模原市南区西大沼１丁目９番28号　サンハイム大沼201号
債務者　田畑　俊武
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１１号
相模原市南区相模大野６－16－19　第３マンションオリト401、住民票上の住所相模原市南区相南４丁目11番10号　相模原コープＢ－101
債務者　谷村　忠正
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３３号
新潟県三条市福島新田丁878番地３、住民票上の住所新潟県三条市北四日町22番22号
債務者　田中　慶子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３７号
新潟県三条市鶴田４丁目15番33－３号
債務者　高橋　澄江
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４２号
新潟県燕市上諏訪12番25号、前住所新潟県長岡市寺泊竹森467番地
債務者　田中せい子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第６３号
三重県松阪市光町1345番地　ハイツリープライツＡ－105
債務者　山際　幸雄
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
津地方裁判所松阪支部